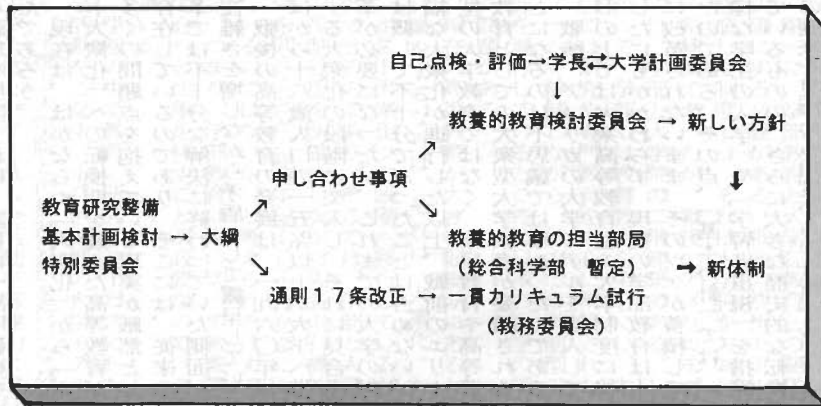


しよう。教養的教育検討委員会から恒久的な方針案が早急に出され、教養的教育に対する責任体制が明確になされることが必要です。このような状況を受けて、学長から大学計画委員会へ諮問が出され、大学計画委員会は、自己点検・評価委員会を参考にしながら、教養的教育の根幹に立ち返った答申を本年三月に出したわけです。この答申に基づいて、学長から「学部教育の改革について―基本方針―」が教養的教育検討委員会へ提案されて了承された後、評議会で五月二十三日に承認されました。これで、学部教育改革の次のステップへ進む土台ができたわけです。



この間の経緯を、図示すると次のようにまとめることができるでしょう。

学部教育改革のこれから

「基本方針」の評議会決定を受けて、教養的教育検討委員会の下に学部教育改革の具体案を検討するための特別委員会が設置され、五月二十七日に発足しました。特別委員会は、親委員会委員若干名と関連委員会等からの数名の委員からなっています。ここで現在、教養的教育の理念と目標などが議論されており、今後、急速に具体的実施案へ向けて検討が進められるはずです。

これからの議論の中で最も注意すべき点は、教養的教育を中心とした学部教育の改革を進めるにあたって、教員の人的配置の問題から話が始まるとはいけないということです。教員の側の論理が先行して、学生不在の教育改革をやってしまうと、後世に悔いを残すことは明らかです。我々は、平成九年度入学生をも視野に入れた、学生の立場に立ったカリキュラム改革を目指すべきです。そのためには、学部教育改革の基本理念がしっかりと示さなければなりません。

学部教育改革の達成に向けて全学的な取り組みを進めるにあたって、広島大学における教育の理念を明らかにすることが何よりも大切です。これに基づいて、各学部の教育の理念が整備され、その中で教養的教育に対する各学部の考え方が明確化される必要があります。

それぞれの理念に基づいて、各学部はそのカリキュラムを他部局へ開放し、その理念にふさわしい独自の教養的教育を提示して、一貫カリキュラムの充実に貢献すべきです。また、教養的部分と専門的部分の相互乗り入れにもつとめ、これらの融合した一貫カリキュラムの確立を図るべきです。

(むた・たいぞう)

「基本方針」の背景と課題

大学教育研究センター長

有本 章

はじめに

本学では、このたび、「学部教育の改革について―基本方針―」(以下では「基本方針」と略)が評議会(一九九五年五月二十三日)において承認され、本格的に学部教育の見直しに着手する気運が高まっている。

周知のとおり、学部教育は、学士課程教育をめぐる全国的な改革状況は、教養部改組などの進展に伴い、表面的には着実に展開しているように見えながらも、内実はけつして楽観を許さない状態になっていると指摘しなければならぬ。

というのは、学部教育の必要性がきわめて高揚しているにもかかわらず、また文部省令(一九九二年)に基づきいわゆる大綱化¹⁾規制緩和を契機として学部教育の見直し、特に、一般教育あるいは教養教育(教養的教育)の充実が焦眉の急を告げているにもかかわらず、実際には、一般教育と専門教育の融合という大義名分やスローガンのもとに徐々に形骸化の一途を辿りつつある、との観測ができるからである。

その意味では、今回の広島大学の「基本方針」は、学部教育の必要性と教養教育の重要性を再確認した意義が少なくないし、現実とその目標を実現する決意とともに、具体的方向性を模索する意図を明確にした点で評価すべきだと考えられる。学部教育改革の必要性方向、前提、進め方に関して、具体的な提言がなされており、全体的には、理念論よりも

現実論に比重をおいた論理が展開されているところに、一長一短はあるとしても、概してその特色が見出せるように思われる。

こうした「基本方針」のめざす精神や方向性をよく理解するには、学部教育改革の必要性、とりわけ教養教育の見直しが必要とされる背景と今後の課題を十分検討することが不可欠である。本稿では、「基本方針」の論調をほぼ首肯し、評価する立場を前提にしながらも、そこでは必ずしも十分に論じられていない学部教育改革や教養教育の必要性と関わる理念的な視点や文脈を中心に、若干の補足と解説を試みたい。

学部教育改革の必要性とその背景

まず第一に、「基本方針」の論調の根幹とも関わるが、学部教育改革が現在必要だとする認識の背景には、学部教育の必要性とその見直しが高まっている客観的な現実があることを指摘しなければならない。「基本方針」では、その現実を整理すれば自ずから得られるような論調が展開されているので、その意味では特に新味のある内容になっているとは言えないだろう。その点では、厳しさを増している現実の事態の緊迫感があり伝わって来ないとの印象を持たざるを得ない。

いまや高等教育が未曾有の転換期を迎え、新たな理念の構築と実践が必要なことを、省令による設置基準の大綱化や学内の「広島大学大綱」など、いわば法制的側面の解説のみ

にとどまらず、過去の歴史的経緯に遡りながら論理を展開すれば、論旨は一層明確になったであろう。

現在は、ほかならぬ「大衆化」から「ポスト大衆化」への転換期を迎えた高等教育が数多くの問題点を抱えている現実が厳然として存在しているのであり、そこには、従来の改革では不十分な解決に終わっていた側面が、複雑さを増しながら矛盾として露呈している。

戦後の高等教育の発展は、一九六〇年代半ばから十八歳人口の一五%以上が大学へ進学する大衆化の段階に突入し、それに見合う改革が必要になったが、これまでの大学の対応は概して不十分であったことは否めない。大幅な大衆化が進行した以上、戦前のエリート型の大学教育ではなく、市民教育や高等普通教育としての大衆型大学教育が要請されることになるのは不思議ではなかったのである。

戦後、アメリカの大学モデルを導入して、形の上では大衆高等教育型の大学制度に移行したにもかかわらず、現実の学部教育は十分に改革されないまま、そのツケが蓄積していったのである。その点、「基本方針」では、「多様な学生の入学」や「学習者重視」を指摘しているものの、さらに大きな歴史的な転換期の到来を見極める角度からの分析が必要であったに違いないと思われる。

第二に、学部教育の中でも教養教育の再構築が必要であることは言及されているものの、教養教育の見直しがこれまで部分的な段階に終始し、大衆化の進展の中で理念と現実との乖離が拡大し矛盾を深めたこと、しかもその克服が急がれることに関しては明確にされていない。

戦後、日本の高等教育改革を提言したアメリカ教育使節団は、高等普通教育としての一般教育を大学教育全体に位置づけることを要望したのに対して、日本での対応は教養部に限定する方向での対応に終わった。そのこと

は、「普通教育」という意味あいの general education を「一般教育」と翻訳した点に原因の一端があり、そのため、大学内部では、学部を拠点に発展していた専門教育よりも一段と低い威信しか付与されない羽目になったし、しかも学部教育全体に位置づけられるべき「普通教育」を含意していたのを、教養部の中に部分的に位置づけたのである。

これは結局、その後の教養教育の扱いが極めて限定され、十分な定着を果たさない原因ともなったし、ますます大衆化が進展するにつれ、理念と制度との間の矛盾を深めることになり、根本的な改革の必要性を帰結した。

戦前のエリート高等教育から戦後の大衆高等教育への移行を制度的に達成した時点で、形態のみではなく、学部教育と直接関係する教員組織、カリキュラム、教育過程の部分をそれに見合った内容に変換するべきであったのを、ほとんど手つかずで現在まで持ち越してきた。このことからすれば、今日の改革はまさに原点への回帰以外のなにものでもない。

高等普通教育としての教養教育の理念からすれば、学部教育の改革は必至であると考えられるし、五十年遅れの改革がいま着手されたというほかない。これらの歴史を踏まえた提言によって理念を明らかにする課題は、「基本方針」では今後に残されたままになっている。

第三に、日本の一般教育の解釈はアメリカからの移植であるため、その内容が必ずしも十分に日本の風土に馴染まないという不適応の問題があるかもしれないし、その点では、いまこそ日本的な教養教育の理念や内容の吟味が問われていることになる。学部教育の理念をあまり論じていない「基本方針」では、この点への言及も見当たらないため、やはり物足りない。モデルとなったアメリカの一般教育(general education)の場合、ギリシャ時代のパイドア(paideia=人間教育)

を起点に、欧州大陸の中世大学を經由して発展した、あるいは直接には英国の学寮制大学の伝統を継承して発展した、教養教育(liberal education)のモデルを下敷きに制度化された歴史がある。それに至るまでには、中世以来の三学四科を基軸とした自由七科の流れを踏襲しており、そこに確固たる論拠が見出せる。

他方、日本の大学は、ハーバード委員会報告書(一九四五年)が教養教育のエリートの色彩を考慮して一般教育(普通教育)の概念に改鑄した直後に、それを移植した経緯がある。自由七科の伝統を持たない制度、文化、風土の中では、教養教育の受入れは科学の受入れほど容易ではない、という力学が作用したはずである。

それに加えて、大学のアメリカモデルよりもドイツモデルを先行させて移植したために、教育よりも研究を重視し、教養教育は中等教育レベルに譲り、大学では専門教育を重視する伝統が形成されたことも見逃せないだろう。

いづれにせよ、日本の大学では、研究や専門教育にくらべ教育や教養教育を重視することに抵抗がある、という風土が醸成されて来たこととみてさしつかえあるまい。その結果、教養教育を理念、制度、カリキュラム、教育過程などに即して体系的に考える視点は、本学の総合科学部や東京大学教養学部のような例外はあるとしても、概して発展しなかったのである。これらの観点を踏まえて、大学全体での教養教育の構築が決して簡単ではないが、必要であることを説得しなければ、伝統的な風土や意識を克服するのは困難であろう。

第四に、風土の克服と関連して言えば、学部教育での教養教育が重要であるにもかかわらず、従来からの大学政策、制度、風土には、それを阻害する傾向があるのであり、学部教育の改革は、そのような傾向の克服を要請している。

その点では、後述するように、全学において教養教育を構築する際に作用する傾向を意味するのであるから、「基本方針」の実現を阻む最大の要因であるとも考えられる。このことは、実際の改革の成否と関わってきわめて重要な問題であることを指摘しておかなければならないだろう。

今日のように、十八歳人口の四三%が大学と短大へ進学するに至り、多様化した学生層に適切な教養教育、あるいは高等普通教育を提供しなければならぬ状況が出現している時点では、大学の入口から出口までの教育過程(educational process)を見直し、学士課程と大学院課程の両方を射程に入れた視座からの学部教育改革が求められるにもかかわらず、改革が立ち遅れているのは、主としてギルド組織として発達した大学の風土や体質に起因する。そこでは、大衆化の影響のつよい学士課程改革が、高等教育機関としての大学の存亡を左右するアキレス腱であるにもかかわらず、総論賛成・各論反対になりやすいと考えられる。

以上、「基本方針」を評価することを前提にしなが、他の角度からの論点や事柄を多少加味して、学部教育の改革の必要性や背景を少しばかり観察してみた。今回の改革の直接の契機になっている文部省令では、一般教育と専門教育の区分が緩和され、カリキュラム編成の規制緩和が実施されたが、こうした政策のねらいは、必ずしも一般教育から専門教育へと比重を移行させるのではなく、むしろ一般教育の質的比重を高めることの重要性を提言しているはずである。したがって、現在求められている学部教育改革は、ともすると専門教育に吸収され存在価値を消失しがちな教養教育を見直し、再生させることに主眼があると言えるだろう。

若干の課題

今回の「基本方針」は、このような歴史的経緯と背景の中で、現時点から二十一世紀を見据えた学部教育の改革を模索することの必要性を明確にしたところに意義を見出せるはずである。

そのような意義を評価できる半面、以上指摘してきたような背景を踏まえると、そこには必ずしも明確に指摘されていないことを含めて、理念的にも現実的にも解決されるべき課題が山積している事実が多々あることも否めない。それを三点ほど指摘しておきたい。

第一に、学部教育と大学院教育との関係を明確にする必要がある。戦前の欧州モデルを移植した制度では、それは大学院を欠如した一階建築であったが、戦後のアメリカモデルでは、学部と大学院の二階建築である。したがって、学部では教養教育を中心に、大学院では研究や専門教育を中心に構築されたシステムを移植しながら、他方では戦前型の学部を温存しているところに日本の大学の構造的問題がある。

現在の高等教育が大きな転換期にあるとの認識をするならば、それは「大衆化」から「ポスト大衆化」の段階へ移行していることを把握できるのであり、そこでは、学部と大学院の役割分担を明確にしながら両者の有機的関係を問うことが、総合大学としては必要になっているのではないかと考えられるはずである。つまり、学部教育は思い切った教養教育中心へと比重を移すことが必要なのではあるまいか。

学部の中で教育、研究、サービスにわたる全活動をこなす、十八世紀型の大学モデルから、学部と大学院との役割分担を行いながら、大学全体としてこれら全活動を有機的に遂行する構造をもった二十世紀型あるいは二十一

世紀型の大学モデルへと転換が要請されている。このことに関して、上述した伝統的風土ともかかわって、にわかに全学の合意が得られるとは考えられないとしても、二十一世紀にかけての中・長期的展望に位置づければ、学部教育改革の焦点となるに相違ないのであり、検討すべき価値があろう。

第二に、第一と関連するが、従来は教養部あるいは総合科学部が一手に教養教育を担当してきたのであるが、今日では上述した高等教育の原点に立脚して、全学的視座から教養教育に取り組むことが求められている。現実には「基本方針」ではそのことを確認している。

しかし実際には、伝統的な学部は専門教育志向の色彩を濃厚にとどめている以上、よほど歯止め装置を明確にしておかないと、専門教育主導の教養教育になり、教養教育主導の教養教育にならないのはもとより、ともすると、教養教育自体が次第に解体する危険性があるといわなければならない。

本学の場合、総合科学部の二十年以上にわたる実績を評価すれば、その功罪を総括するとともに、その長所や叡知を遺憾なく踏まえて教養教育の責任主体部局を発展的に再構築する必要があるのではあるまいか。同時に、その将来の実績を、制度的に点検・評価するための装置を構築する必要がある。

第三に、「基本方針」は学部教育の現実課題を整理するところに力点をおき、学部教育や教養教育の理念自体に関しては明言を避けているように思われる。その点、二十一世紀を視野に入れた「人間教育」、あるいは本学が具体的に追求する「学生像」と関わって、今後明確な理念の構築が必要であろう。というのは、理念を明確にしなければ、大学の入口から出口までの教育過程はもとより、理念を具現するためのカリキュラム、時間割、授業などの内実が明確にならないはずであるか

らである。

これらの理念、カリキュラム、授業といった一連の教育過程に関しての言及が乏しいため、当然ながら、それらの具体的な指針や方策が示されているとは言えないのであるが、そうであれば、施策を実行する過程を通じてそれらを明確にする必要がある。

特に、理念を遂行するために重要であるカリキュラムの編成は、自由七科の伝統を欠くのに加え、その研究者や専門家が少ない日本の大学では、最も困難な領域であり課題であると考えられる。各学部の専門分野の専門教育の専門家がいくら糾合して検討しても、教養の理論的体系を欠如したまま、総合的な観点からの教養教育のカリキュラムが十分に構築される可能性は乏しいと言わざるを得ないだろう。

しかし同時に、日本の大学における高等普通教育としての教養教育は、今日をもって出発点に立ったと認識をするならば、じっくり

時間をかけてでもその理念と構造の構築の努力をしない限り、これまで論じてきたとおり、教養教育ひいては学部教育は次第に衰退を余儀なくされることも否めない事実であろうと考えられるのではあるまいか。

そこで、こうした経緯や論理を勘案するとき、「基本方針」をもとに、活躍が期待されている教養的教育検討委員会、あるいはその傘下の特別委員会は重責を担うことにならざるを得ないと想像するのは難くない。同時に、戦前から、あるいは戦後だけでも五十年を擁しても、学部教育や教養教育の問題は依然として解決がつかない現状をみるにつけ、にわか仕立ての特別委員会の仕事によって短期間に目的が達成されるような性格のものではないことは明瞭であるはずである。この際、半恒常的な学部教育と教養教育に関する研究および実践の装置が整備されることが望ましいと言えよう。(ありもと・あきら)

お知らせ

総合情報処理センターでは、次のとおりネットワークに関する講習会とミニパネルを予定しています。教職員及び学生の皆さん、奮ってご参加ください。

● 七月十七日(月)
 ☆マルチメディア時代のネットワーク講習会とミニパネル

会場：西条キャンパス 理学部会議室
 東千田キャンパス 総合情報処理センター分室
 (双方向テレビによる参加)

午前 入門編…コンピュータネットワークと電子メール
 午後 応用編…マルチメディアネットワークとその応用
 ● 七月十八日(火)

会場：総合情報処理センター(西条)
 午後 実習…WWW(World Wide Web)アクセス
 (注)会場の定員の関係上、受講希望者は内線(西条)6252までご連絡ください。